7月の無料相談

※祝日を除く

7 7 3 CO / MATHEMA						
	相 談 名	В	時	場	所	主な相談内容(相談員)
市民	法律相談	毎週火曜日	13:30~16:00	広報広聴課	(☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)
司法	書士相談	14日(水)	13:30~15:30			相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法 律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談		15日(木)	13:30~16:30			相続や契約書(賃貸·売買·雇用·介護)の作成などに関すること(行政書士) ※予約制
総合	労働相談	9日(金)	13:30~16:30	広報広聴課		労働・社会保険関係、働き方改革関連など (社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地	家屋調査士相談	7日(水)	13:30~15:30	広報広聴課		土地の境界問題や建物の登記に関すること (土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政	相談	21日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	(☎内線2376)	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、 悩みごと(行政相談委員)
市民相談		月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課	(☎内線2376)	市に対する要望、苦情、意見など (担当職員)
心配	ごと相談	第1・第3水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会	(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
消費	生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター	_ (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
DV相談		月~金曜日	8:30~17:15	こども包括支援課	(☎内線2392)	DVに関する相談(担当職員)
家庭児童相談		月~金曜日	8:30~17:15	こども包括支援課	(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談		月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援セン	ンターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談		月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センタ-	ーほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談		火、水、金、土曜日	9:00~17:00	青少年センター	(2 823-7838)	青少年についての困りごと (相談員) ※電話相談可
教育電話相談		月~金曜日	9:00~16:00		(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談		月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地	(2823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員、弁護士)
人権相談		月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方法務局	上浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談		毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館	(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
精神保健相談		6日(火)	14:30~16:30	土浦保健所	(☎ 821-5342)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) ※予約制、1日2件まで。
		30日(金)	14:00~16:00	上州怀姓州		日時が変更になる場合があります。
女性の	フェミニスト相談	毎週火曜日	11:00~15:40	男女共同参画セン	ンター (☆ 827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど
		10日(土)	10:00~14:40			(専門相談員) ※予約制
	一般相談	9日(金)、30日(金)	13:00~16:00			家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

しくはお問い合わせください。

女だから、男だから、ではなく、 私だから、 の時代へ 最優秀作品

次の作品が選ばれました。

願い・想いのこもったキャッチフレーズを募集し、審査の結果、

入れられる社会」をテーマに、みなさんが進んでいく社会への

分を好きになって、自分を信じ、創り上げた自由な発想が受け

令和3年度は、15歳から20歳までのユース世代を対象に「自

画週間」としています。毎年テーマを決めてキャッチフレーズ

行されたことから、毎年6月23日からの1週間を「男女共同参

国では、平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施

を募集し、男女共同参画社会について考え、理解を深めること

を目指しています。

画に関連するセミナーの開催や研修室の貸し出し、女性のため 間中にウララビル2階男女共同参画センターでパネル展を行っ の相談を行っています。事前の予約が必要になりますので、詳 ています。ぜひお立ち寄りください。その他にも、男女共同参 全国各地でさまざまな取り組みが行われています。市では、期 このキャッチフレーズのもと、男女共同参画を推進するため、

次の5本の柱(基本理念)を掲げています。 男女共同参画基本法では、男女共同参画を実現するために

②社会における制度又は慣行についての配慮 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ③政策等の立案及び決定への共同参画

5国際的協調

①男女の人権の尊重

進めよう! 男女共同参

問男女共同参画室(☎827·1107

画

毎年6月23日~29日は男女共同参画週間です